

「西山文化魅力発信プロジェクト」
京都西山さんぽ（仮称）企画運営業務
受託候補者評価要領

（趣旨）

第1条 この要領は、「西山文化魅力発信プロジェクト」京都西山さんぽ（仮称）企画運営業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項第2号に定める評価要領に関し、必要な事項を定める。

（評価項目、配点及び企画提案を求める事項）

第2条 要綱第5条第4項第1号に定める当該プロポーザルの評価項目及び配点並びに第2号に定める当該プロポーザルの企画提案を求める事項は、別表のとおりとする。

（評価方法）

第3条 当該プロポーザルの評価は、「西山文化魅力発信プロジェクト」京都西山さんぽ（仮称）企画運営業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が評価者となり、要綱第6条第4項に定めるプレゼンテーションにおいて、「西山文化魅力発信プロジェクト」京都西山さんぽ（仮称）企画運営業務受託候補者審査表（第1号様式、以下「審査表」という。）を用いて評価する。

2 前項のプレゼンテーションは、企画提案書について1者につきプレゼンテーション15分及び質疑応答15分の内容で評価し、各評価者の平均点が7割を超え、かつ最も高い者を受託候補者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者として選定する。

3 委員会は、受託候補者の次点として、前項規定による評価の結果が第2順位及び第3順位の者を、それぞれ優先交渉権が第2順位及び第3順位の者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、前項のただし書きを準用して選定する。

（参加者が6者以上の場合の措置）

第4条 参加者が6者以上の場合は、委員が審査表を用いて各企画提案書を書類審査し、評価の高い5者を選定したうえで、前条のプレゼンテーションを行う。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、前条第2項のただし書きを準用して選定する。

（参加者が1者の場合の措置）

第5条 参加者が1者の場合は、委員が審査表を用いて企画提案書を書類審査し、各評価者の平均点が7割を超える場合は、本業務を受託するに当たり適切に業務を遂行できると判断し、受託候補者として選定する。

附 則

- 1 この要領は、決定の日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年3月31日をもって廃止する。

別表（第2条関係）

評価項目	配点	企画提案を求める事項
企 画	50点	・事業の趣旨に沿っているか。 ・京都西山の魅力あふれる場所等が発掘できる内容となっているか。 ・京都西山の歴史・文化等の魅力を発信できる内容となっているか。 ・学生や子育て世帯などを含む幅広い世代に分かりやすい内容となっているか。 ・地域の団体と連携したものになっているか。
広報戦略	20点	・京都西山の魅力的な場所が広報されているか。 ・SNS等，様々な情報媒体を活用し，地域内外へ広く情報発信ができているか。
運営体制	10点	・業務を実施するために必要な知識と経験を有する人材を配置しているか。 ・本業務を遂行するに当たり，十分な人員を確保できる体制となっているか。
類似業務の実績	10点	・類似業務に関わった実績や経験を踏まえ，効果的な業務遂行が可能か。
見積金額	10点	・以下の式により配点する。ただし，小数点以下は切り捨てる。 $10点 \times (\text{受託参加者中の最低見積額}) / (\text{各受託参加者の見積額})$
計	100点	

第1号様式（第3条関係）

西山文化魅力発信プロジェクト」京都西山さんぽ（仮称）
企画運営業務 受託候補者審査表

評価者名（ ）

評価項目	評価項目	配 点					備 考
		A	B	C	D	E	
企 画	事業の趣旨に沿っているか。	10	8	6	4	2	
	京都西山の魅力あふれる場所等が発掘できる内容となっているか。	10	8	6	4	2	
	京都西山の歴史・文化等の魅力を発信できる内容となっているか。	10	8	6	4	2	
	学生や子育て世帯などを含む幅広い世代に分かりやすい内容となっているか。	10	8	6	4	2	
	地域の団体と連携したものになっているか。	10	8	6	4	2	
広報戦略	京都西山の魅力的な場所が広報されているか。	10	8	6	4	2	
	SNS等、様々な情報媒体を活用し、地域内外へ広く情報発信ができているか。	10	8	6	4	2	
運営体制	業務を実施するために必要な知識と経験を有する人材を配置しているか。	5	4	3	2	1	
	本業務を遂行するに当たり、十分な人員を確保できる体制となっているか。	5	4	3	2	1	
類似業務の実績	類似業務に関わった実績や経験を踏まえ、効果的な業務遂行が可能か。	10	8	6	4	2	
見積金額	以下の式により配点する。（小数点以下は切り捨て） 10点×（受託参加者中の最低見積額）/（各受託参加者の見積額）						
合計得点							

※ A：優れている B：やや優れている C：妥当 D：やや不十分 E：不十分

※ 配点がD又はEの場合は、必ず備考欄にコメントを記載すること。